

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況										
阿武野高等学校	<p>下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 474 1418 737"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 474 685 575">品種</th> <th data-bbox="685 474 899 575">品目 商品名</th> <th data-bbox="899 474 1166 575">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1166 474 1258 575">数量</th> <th data-bbox="1258 474 1418 575">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 575 685 737">繊維類</td> <td data-bbox="685 575 899 737">繊維類 ミスタークイックテントT A-3 4</td> <td data-bbox="899 575 1166 737">令和5年3月10日</td> <td data-bbox="1166 575 1258 737">2</td> <td data-bbox="1258 575 1418 737">208,714円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	繊維類	繊維類 ミスタークイックテントT A-3 4	令和5年3月10日	2	208,714円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      (物品の出納の通知及び帳簿の記載)                      第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。                      2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。                      一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>	<p>当該備品について、速やかに備品出納簿への記載を行った。                      検出事項の原因は、これまで同等品が消耗品であったことから、当該備品についても消耗品であると誤認していたことにある。                      再発防止に向けて、関係職員に対し、備品の適正管理について周知を行った。                      今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
繊維類	繊維類 ミスタークイックテントT A-3 4	令和5年3月10日	2	208,714円									

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年5月26日)